

茅ヶ崎市病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 8 年 8 月 2 6 日

茅ヶ崎市病院事業管理者 中 沢 明 紀

茅ヶ崎市病院事業企業管理規程第 1 0 号

茅ヶ崎市病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

茅ヶ崎市病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程（令和 5 年茅ヶ崎市病院事業企業管理規程第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 9 条第 1 項第 2 号中「参考人等」を「参考人、被害者参加人等」に改める。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。